

# 東京農工大学職員組合規約

## 第一章 総 則

- 第1条 本組合は東京農工大学職員組合という。
- 第2条 本組合は事務所を東京都府中市国立大学法人東京農工大学府中事業場に置く。
- 第3条 本組合は国立大学法人東京農工大学に勤労する職員をもって組織する。ただし、次に該当する者は除く。
- (1) 理事、監事、評議員
  - (2) 労働組合法第2条第1号に該当する職務にある者。
- 第4条 本組合は組合員の賃金及び労働時間などの労働条件の維持改善を図ることを主な目的とする。さらに組合員の経済的、社会的地位の向上及び教育研究の民主化の実現と自主性の確立を図り、学問、思想の自由を擁護し、その平和的發展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本組合は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 組合員の生活権を確保すること。
  - (2) 組合員の労働条件を維持改善すること。
  - (3) 学問、思想の自由の確立と教育及び研究の民主化に関すること。
  - (4) 大学自治の確立と大学運営の民主化に関すること。
  - (5) 組合員の親睦、文化並びに福利厚生に関すること。
  - (6) 他の団体との提携協力に関すること。
  - (7) その他、組合の目的達成のために必要な諸事業。

## 第二章 組織と機関

(中央組織)

- 第6条 本組合に次の機関を置く。
- (1) 大会
  - (2) 中央執行委員会
  - (3) 中央選挙管理委員会
- 第7条 大 会
- (1) 大会は組合の最高決議機関である。
  - (2) 大会は、支部ごとにその都度、選出された代議員によって構成される。
    - 1) 代議員は、支部ごとに組合員10名に1名の割合で選出し、端数を生じた場合は1名を加える。
    - 2) 代議員は、組合員の全員が平等に参加する支部ごとの直接投票による投票者の過半数で選出される。
  - (3) 定期大会は毎年1回、9月に中央執行委員長が召集する。ただし、次の場合は臨時に召集しなければならない。
    - 1) 中央執行委員会が必要と認めたとき。
    - 2) 組合員全員の3分の1以上の開催要求書が提出されたとき。
  - (4) 大会はその都度、議長を選出する。
  - (5) 大会は次の事項を審議決定する。
    - 1) 組合規約の改正等に関すること。
    - 2) 予算及び決算の承認に関すること。
    - 3) 選出された役員 of 承認に関すること。
    - 4) 運動方針の決定及び活動報告の承認に関すること。

- 5) 労働協約の締結に関すること。
  - 6) 争議行為の開始及びその終結に関すること。
  - 7) 同盟罷業に関すること。
  - 8) 団体への加入及び脱退に関すること。
  - 9) その他、重要事項に関すること。
- (6) 大会の審議決定事項は、代議員の全員が平等に参加する直接無記名投票による投票者の過半数でこれを決定する。ただし、(5)の1)、3)、5)、6)、7)並びに8)については、組合員の全員が平等に参加する直接無記名投票による投票者の過半数の承認を必要とする。

#### 第8条 中央執行委員会

- (1) 中央執行委員会は組合の執行機関である。
- (2) 中央執行委員会は中央執行委員長、副執行委員長、書記長並びに執行委員の役員をもって構成する。
- (3) 中央執行委員会は必要に応じて中央執行委員長が召集する。
- (4) 中央執行委員会は次の事項を審議する。
  - 1) 大会に付議する議案の作成及び企画に関すること。
  - 2) 大会の決議にもとづく業務の執行に関すること。
  - 3) その他中央執行委員会自らが業務遂行上必要と認めた事項に関すること。

#### 第9条 中央選挙管理委員会

- (1) 中央選挙管理委員会は組合の選挙管理機関である。
- (2) 中央選挙管理委員会は中央選挙管理委員をもって構成する。
- (3) 中央選挙管理委員会は次の業務を行う。
  - 1) 役員選挙の公示に関すること。
  - 2) 役員立候補届の受理、審査及び候補者氏名の発表に関すること。
  - 3) 大会決議の投票及び役員選挙の開票管理に関すること。
  - 4) 大会決議の投票及び役員選挙投票の有効、無効の判定及び投票数の発表に関すること。
  - 5) その他選挙管理に必要な事項。

第10条 本組合の業務を行うために、中央執行委員会の下に書記局をおき、必要に応じて各種専門部及び専門委員会をおく。

第11条 本組合に労金委員会を置き、労金委員会に関する必要な規定は別に定める。

#### 第12条 書記局

- (1) 書記局は書記長が総括し、書記局員若干名をもって構成する。
- (2) 書記局は組合の庶務、会計並びに各種会議の連絡、準備及び議事録作成等に関する業務を行う。

#### (支部組織)

第13条 本組合に次の支部をおく。

- (1) 府中支部
- (2) 小金井支部

第14条 各支部に次の機関をおく。

- (1) 支部総会
- (2) 支部執行委員会
- (3) 支部選挙管理委員会

第15条 支部総会

- (1) 支部総会は支部の最高決議機関である。
- (2) 支部総会は支部組合員の全員によって構成される。
- (3) 支部総会は半年又は一年ごとに支部執委員長が召集する。ただし、次の場合は臨時に召集しなければならない。
  - 1) 支部執行委員会が必要と認めたとき。
  - 2) 中央執行委員会が必要と認めたとき。
  - 3) 支部組合員の3分の1以上の要求書が提出されたとき。
- (4) 支部総会はその都度議長を選出する。
- (5) 支部総会は次の事項を審議する。
  - 1) 支部規約の改正等に関すること。
  - 2) 選出された支部役員の承認に関すること。
  - 3) その他重要事項に関すること。

#### 第16条 支部執行委員会

- (1) 支部執行委員会は支部の執行機関である。
- (2) 支部執行委員会は支部執行委員長、支部書記長及び支部執行委員の役員をもって構成する。
- (3) 支部執行委員会は必要に応じて執行委員長が召集する。

#### 第17条 支部選挙管理委員会

- (1) 支部選挙管理委員会は支部の選挙管理機関である。
- (2) 支部選挙管理委員会は支部の選挙管理委員をもって構成する。支部選挙管理委員会は規約第9条第3項に準じて支部役員等の選挙に関する業務を行う。
- (3) 支部選挙管理委員会は規約第8条第3項に準じて支部役員等の選挙に関する業務を行う。

第18条 その他支部運営に必要な事項は支部ごとに別に定めることができる。

#### 第19条 会議及び投票

- (1) すべての会議は構成員の過半数が出席しなければ成立しない。大会、中央執行委員会、中央選挙管理委員会においては委任状を認めない。
- (2) 会議の議事は投票者の過半数によって決定し、可否が同数の場合は議長が決定する。ただし、大会の審議決定事項については第7条6項に定める。

### 第三章 役員

第20条 本組合に次の中央役員をおく。

中央執行委員長	1名	副執行委員長	1名
書記長	1名	執行委員	若干名
監査委員	2名	選挙管理委員	5名

- (1) 執行委員長は本組合を代表し、中央執行委員会の議長となる。
- (2) 副執行委員長は執行委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 書記長は書記局を総括し、執行委員長を補佐し、組合の業務を処理する。
- (4) 執行委員は、中央執行委員会を構成し、組合の業務を分掌する。
- (5) 監査委員は、中央会計の金銭出納及び資産状況を監査し、大会に報告する。
- (6) 選挙管理委員は、中央選挙管理委員会を構成し、第9条に定める業務を行う。

第21条 支部には次の役員を置く。

支部執行委員長	1名	書記長	1名
---------	----	-----	----

執行委員 若干名 選挙管理委員 若干名

第22条 役員及び代議員の選挙に関する必要な規定は別に細則で定める。

第23条 中央役員の任期は1年（10月から翌年9月）とし、再任を妨げない。ただし、役員の任期終了後でも次期役員が就任するまでは引き続きその任に留まるものとする。

第24条 中央執行委員長又は中央執行委員会が大会で不信任を議決されたときは、直ちに総辞職しなければならない。この場合、中央選挙管理委員会が速やかに選挙を行って役員を選出する。

第25条 中央又は支部執行委員会において必要と認めるときは、書記局員、その他の組合職員を置くことができる。

#### 第四章 会 計

第26条 組合の経費は組合費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第27条 組合員は所定の組合費を納める。組合員の納める組合費の月額は別に定める。

第28条 本組合の会計年度は8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第29条 本組合の中央会計については別に細則で定める。

第30条 中央執行委員の内1名は中央執行委員会の承認を得て会計責任者を担当する。

第31条 会計責任者は中央執行委員会の承認を得て会計業務の一部を中央書記局員に委任することができる。

#### 第五章 組合員の権利と資格

第32条 組合員は次の権利を有する。

- (1) 所定の会議に出席して発言し、または決議に参加すること。
- (2) 役員を選出し、また選挙されること。
- (3) 帳簿の閲覧を請求すること。
- (4) 中央執行委員会及びその他各種委員会を自由に傍聴し、意見を申しでること。

第33条 組合員は次の義務を負うものとする。

- (1) 組合規約又は決議を守ること。
- (2) 所定の会議に出席すること。
- (3) 所定の組合費を納めること。

第34条 本組合に加入しようとする者は、加入申込書を支部執行委員会に提出してその承認を受けなければならない。本組合員としての資格は組合費を納入した月から生ずるものとする。

第35条 本組合から脱退しようとするものは、その理由を付した脱退届を支部執行委員会に提出しなければならない。又、この組合を脱退したものは既納の組合費及び財産上の権利を一切放棄したものと見なす。

#### 第六章 統 制

第36条 役員が故なく義務を果たさず、または権利を乱用して組合員に多大の不利益を与えたとき、中央役員は大会の決議、支部役員は支部総会の決議によって解任または除名の処分ができる。

第37条 組合員が組合規約、会議の決議に反したとき、または本組合に重大な不利益を与える言行のあったとき、支部総会の決議によって除名の処分ができる。

第38条 36条、第37条の規程による除名を受けようとする者は、弁明する機会を与えてからでないと決議できない。

第39条 不当な行為によって組合の財産に損害を与えた組合員は、これを弁償しなくてはならない。

第40条 組合員が組合費を長期にわたって滞納したときは、第36条、第37条に拘わらずその資格について支部執行委員

会が判定できる。

## 第七章 解 散

第 41 条 本組合の解散は、全組合員が平等に参加する直接無記名投票による投票者の4分の3以上の賛成がなければできない。

### 附 則

本規約は、昭和45年 10月 19日より施行する。

本規約は、昭和47年 1月 20日より施行する。

本規約は、昭和49年 2月 6日より施行する。

本規約は、1986年 12月 22日より施行する。

本規約は、1989年 12月 15日より施行する。

本規約は、1992年 12月 11日より施行する。

本規約は、1994年 12月 8日より施行する。

本規約は、1999年 1月 1日より施行する。

本規約は、2004年 1月 1日より施行する。

本規約は、2005年 11月 1日より施行する。

1969年 10月 19日 制 定

1972年 1月 20日 一部改正

1974年 2月 6日 一部改正

1986年 12月 22日 一部改正

1989年 12月 15日 一部改正

1992年 12月 11日 一部改正

1994年 12月 8日 一部改正

1998年 12月 15日 一部改正

2004年 11月 2日 一部改正

2005年 6月 29日 一部改正

2007年 12月 4日 一部改正